

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

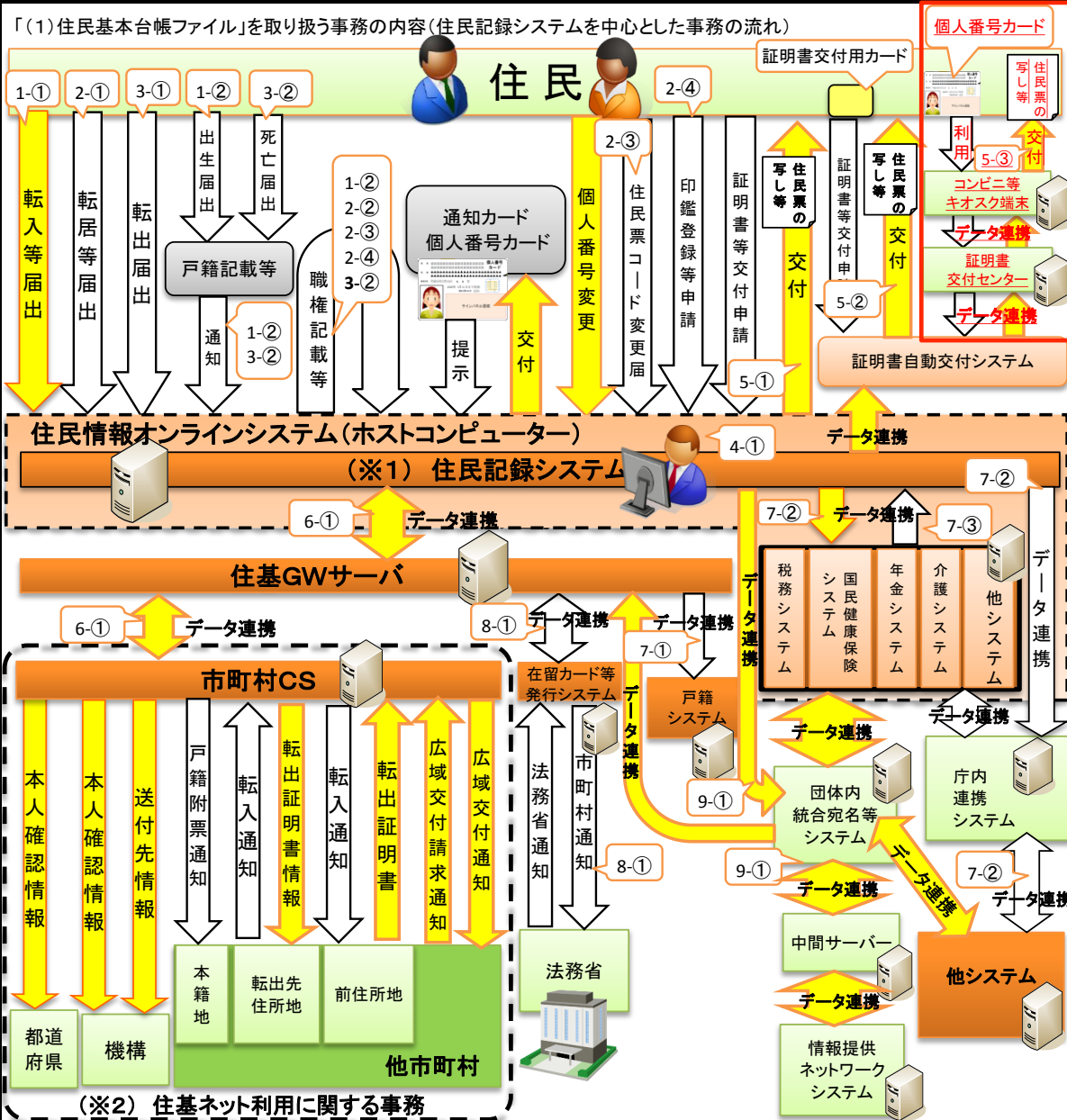
I 基本情報

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	住民記録システム (評価書中の「③他のシステムとの接続」の記載における「既存住民基本台帳システム」と同義)	3 誤記の修正
②システムの機能	1 住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する。 2 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する。 3 住民基本台帳の消除 転出、死亡、入国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する。 4 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する。 5 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、転出証明書、住民票コード通知等の各種帳票を発行する。 6. <b>住民基本台帳ネットワークシステム</b> (市町村CS)とのデータ連携 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)との間で本人確認情報等のデータ連携を行う。 7 庁内の他の業務・システムとのデータの連携 庁内の他業務・システムとの間で住民異動情報等のデータ連携を行う。 8 法務省への通知事項の作成機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う。 9 中間サーバーへの特定個人情報の登録 他団体からの情報照会時に提供する住民票関係情報(番号法別表第2に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ。)を団体内統合宛名等システムへ通知する。	
システム4		
①システムの名称	証明書自動交付システム	5 コンビニ交付サービス実施のため追記
②システムの機能	1. 証明書発行機能 専用のカードを用いて住民票の写し、印鑑登録証明書を発行する機能 2. 障害時対策機能 住民記録システムの障害時に住民票の写し、印鑑登録証明書を発行する機能 3. <b>証明書データ作成等機能</b> <b>コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末を利用した住民票の写し等の各種証明書発行要求に対して、各種証明書のPDFデータを作成し、機構の証明書交付センターに送付する機能</b>	
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( <b>証明書交付センター</b> )	
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	地域振興部戸籍住民課	7 人事異動により変更
②所属長	戸籍住民課長 <b>神崎 章</b>	

# I 基本情報

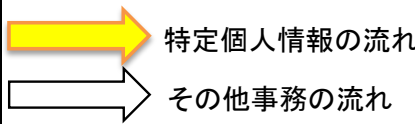
## (別添1)事務の内容

「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(住民記録システムを中心とした事務の流れ)



8 コンビニ交付サービス実施のため、右上の赤枠線内追記

(備考)



※1 住民情報オンラインシステム(ホストコンピューター)で取り扱う事務のうち、住民基本台帳に関する事務を取り扱うシステムを特に住民記録システムと呼んでいる。

※2 上記「住基ネット利用に関する事務」については、当評価書10,11ページ「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)において説明する。

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

## I 基本情報

(別添1)事務の内容		
<p>1. 住民基本台帳の記載</p> <p>1-①. 住民から転入、入国等の届出を受け付け、住民記録システムにより住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する。</p> <p>1-②. 出生届出の受理等に基づき、住民記録システムにより職権で住民票を作成する。</p> <p>2. 住民基本台帳の記載変更</p> <p>2-①. 住民から転居、世帯変更等の届出を受け付け、住民記録システムにより世帯・個人に関する各項目の修正を行う。</p> <p>2-②. 住民記録システムにより個人・世帯に関する情報の職権修正又は入力内容に対する訂正等を行う。</p> <p>2-③. 住民からの申請又は職権により新たな個人番号の指定を機構に請求し、機構が指定した個人番号を住民基本台帳に記載する。</p> <p>2-④. 住民からの申請又は職権により住民票コードの変更を行う。</p> <p>3. 住民基本台帳の消除</p> <p>3-①. 住民から転出、出国等の届出を受け付け、住民記録システムにより住民に関する記載を消除(住民票を消除)する。</p> <p>3-②. 実態調査、死亡届出の受理等に基づき、住民記録システムにより職権で住民を消除する。</p> <p>4. 住民基本台帳の照会</p> <p>4-①. 住民記録システムにより住民を検索し、最新・過去時点の個人・世帯に関する情報の照会等、様々な用途に応じて住民基本台帳に関する照会を行う。</p> <p>5. 証明書の発行</p> <p>5-①. 住民からの交付申請等に基づき、住民記録システムにより住民票の写し等を交付する。</p> <p>5-②. 区の専用のカードを利用して交付申請を行った住民に対し、証明書自動交付システムにより住民票の写し等を交付する。</p> <p><u>5-③. 個人番号カードを利用して交付申請を行った住民に対し、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末から住民票の写し等を交付する。</u></p> <p>6. 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)とのデータ連携</p> <p>6-①. 住民からの異動届及び職権等により住民記録システムにて住民基本台帳を更新し、更新された情報に基づき市町村CSの本人確認情報の更新等を行う。</p> <p>7. 庁内の他の業務・システムとのデータ連携</p> <p>7-①. 住民からの異動届又は職権等により戸籍附票記載事項に修正をした際、本籍地を当区に置く住民については、住民記録システムから戸籍システムへ戸籍附票記載事項通知を送信する。</p> <p>7-②. 住民からの異動届及び職権等により住民記録システムにて住民基本台帳を更新し、庁内の業務で必要となる住民票情報を、庁内連携システムを通じて他課と連携する。</p> <p>7-③. 転出証明書の記載に必要な情報について、住民記録システム以外のシステムを参照する。</p> <p>8. 法務省への通知事項の作成</p> <p>8-①. 外国人住民の異動が生じた際、法務省に送信する市町村通知の作成を行う。</p> <p>9. 中間サーバーへの特定個人情報の登録</p> <p>9-①. 他団体からの情報照会時に特定個人情報を提供するために、団体内統合宛名等システムを通じて、中間サーバーへ特定個人情報(住民票関係情報)を登録する。</p>	9	<p>コンビニ交付サービス実施のため記載追加</p>

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

## II 特定個人情報ファイルの概要

### 特定個人情報ファイル名 (1)住民基本台帳ファイル

7. 備考 (※特定個人情報の保管・消去に関する記載)		
<u>コンビニ交付サービスにおいて、機構の証明書交付センターでは証明書データを保持しないほか、コンビニ事業者のキオスク端末では証明書発行後速やかに証明書データを消去する仕組みとなっており、区以外の者が特定個人情報を保管することはない。</u>	18	コンビニ交付サービス実施のため追記

### (別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に掲げる事務

項番	移転先	移転先における用途		
49	健康づくり課 保健センター	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	24	組織改正による 部署名の変更
68	介護保険課 地域包括ケア推進課 高齢者支援課	介護保険法における保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
76	健康づくり課 保健センター	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		
84	障害者福祉課 健康づくり課 保健予防課 保健センター	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		

### (別紙3) 新宿区番号条例第3条第1項別表及び東京都番号条例第4条第1項別表第1に掲げる事務

事務の欄	移転先	移転先における用途		
2	高齢者支援課	日常生活用具の給付その他の高齢者福祉に関する事務であって新宿区規則で定めるもの	25	組織改正による 部署名の変更  条例・規則制定 及び庁内連携 の確定による追記
7	高齢者医療担当課	<u>葬祭費の支給その他の医療保険に関する事務であって新宿区規則で定めるもの</u>		

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

特定個人情報ファイル名 (1)住民基本台帳ファイル		
5. 特定個人情報の提供・移転		
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民記録システムにおける入出力処理の際、処理を行った職員と、処理の内容を審査する職員を別にし、二重確認を行っている。</li> <li>・市内のシステムにおいて、本業務で保有する情報を全て連携することはできず、移転元から承認された情報しか移転できないよう制御されている。また、操作者のアクセス制限、システムの接続制御により、<b>あらかじめ</b>定められた提供・移転先のみには情報の提供・移転ができないような仕組みとなっている。</li> </ul>	41
文言整理のため変更		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
⑤物理的対策	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>&lt;当区における措置&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ及びネットワーク機器の設置室(以下「セキュリティ区域」という。)に入室する者をあらかじめ指定し、指定した者以外の者を入室させない。</li> <li>・セキュリティ区域への入退室管理簿を作成し、入退室の記録を行っている。</li> <li>・セキュリティ区域は通常は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。</li> <li>・セキュリティ区域に入室する訪問者に名札を着用させている。</li> <li>・セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、監視カメラによる入退室の監視を行っている。</li> <li>・サーバ等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置している。</li> <li>・サーバ等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害等災害が発生した場合に異常を知らせる自動監視装置を設置している。</li> </ul> <p>&lt;証明書交付センターにおける措置&gt;  <b>広域交付サーバは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入退室管理を厳格に行う。</b></p> <p>&lt;キオスク端末における措置&gt;  <b>端末は施錠されており、端末保守員以外の者が開錠することができない。</b></p> </p>	44
コンビニ交付サービス実施のため追記		
⑥技術的対策	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>&lt;当区における措置&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・新宿区情報セキュリティ対策基準に基づき、コンピュータウイルスの対策のためのソフトウェアを導入し、ウイルスをチェックするウイルスパターンファイルを定期的に更新する。</li> <li>・振舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じる。</li> <li>・住民記録システムと市町村CSとの間にファイアウォールを設置し、不正プログラム等のシステムへの侵入を防止する。</li> <li>・住民記録システムを利用できる職員をあらかじめ特定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、アクセスログを記録する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul> <p>&lt;証明書交付センターにおける措置&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・機種の証明書交付センターと区の証明書自動交付システムの間は行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)回線で、同センターとコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末との間は専用回線でそれぞれ接続し、閉域性を確保することで、第三者からのアクセスを排除している。</li> <li>・上記の回線におけるデータ通信は、SSL通信により通信内容の暗号化を実施している。</li> </ul> <p>&lt;キオスク端末における措置&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書のデータについては、発行後速やかにセキュリティソフトによって端末から自動的に消去される。</li> <li>・パスワードにより、端末保守員以外の者が端末のプログラムにアクセスすることを排除する。</li> </ul> </p></p></p></p>	44
コンビニ交付サービス実施のため追記		
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<キオスク端末における措置>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カードの取り忘れ防止のため、カードを取り外さないと証明書発行画面に進むことができないほか、証明書の取り忘れ防止のため、音声及び画面の警告表示によって注意喚起を促している。</li> <li>・証明書を取り忘れた際は、原則、コンビニエンスストア等の従業員が所轄の警察署に届出を行うこととする内容の契約が、<b>機構とコンビニ事業者との間で締結されている。</b></li> </ul>	45
コンビニ交付サービス実施のため追記		